農務関係部課長会議　会議録

1. 日　時　令和 4 年 8 月 19 日（金）　午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2. 会　場　愛知県自治センター大会議室

3. 当番市　小牧市

4. 出席者　県　農業振興課課長補佐　上田幸治
　　農業振興課課長補佐　大原健次
　　農業経営課課長補佐　間下なぎさ
　　畜産課課長補佐　杉本篤紀
　　市　名古屋市都市農業課長　西村武始め３４名
　　市長会事務局　梶浦稔、瀧田崇司

5. 内容

① 開会　市長会事務局　瀧田崇司

それでは、定刻となりましたので、ただいまより農務関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆さま方には、心よりお礼申し上げます。私は、進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の瀧田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この農務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただく、と言ったことを目的として例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題をお持ちよりいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。それでは、まず初めにご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

農業水産局農政部農業振興課 課長補佐　上田幸治様
農業水産局農政部農業振興課 課長補佐　大原健次様
農業水産局農政部農業経営課 課長補佐　間下なぎさ様

農業水産局畜産課　　課長補佐　杉本篤紀様

それでは、県を代表しまして、農業水産局農政部農業振興課　課長補佐　上田様よりごあいさつをいただきます。

② あいさつ　　農業水産局農政部農業振興課　課長補佐　上田幸治

皆様方には日頃から本県農業の推進につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝を申し上げます。本県は農業の産出額が全国第 8 位に位置しており、農業が盛んである県のひとつであります。しかしながら、農業を取り巻く環境は担い手の減少や高齢化に加え、人口の減少による国内需要の減少、グローバル化の進展、さらには、燃油や飼料価格の高騰、コロナ禍での経済状況の悪化により、厳しい状況が続いております。このため、本県では農林水産部門の基本方針になります「食と緑の基本計画 2025」に基づき、これらの課題に適切に対応していくとともに、持続的に発展する農林水産業及び農林水産の恵みを共有する社会の実現のため、様々な施策に取り組んでいるところでございます。また、先の 6 月議会におきましても、燃油等の価格高騰により経営が圧迫されています農業者などを支援するため、補正予算を組むなど様々な支援策を講じているところでございます。本県といたしましては、今後とも皆様方をはじめ、農業者や関係団体と連携して各種取組を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

③ 議題

<u>議題１　認定農業者等の認定や各補助金における事業実施主体の整理について（提案市：稲沢市）</u>

【要旨】補助金や資金等の対象となる農業者の居住地とほ場のある市町村で管轄の農林水産事務所が異なる場合に、補助金や資金等の事業実施主体はどちらの市町村となるか。

【回答取りまとめ】

(1) 認定農業者等の認定	ア　居住自治体：3 市
	イ　ほ場の存在する自治体：35 市
(2) 補助金や資金等の事業実施	ア　居住自治体：12 市
	イ　ほ場の存在する自治体：22 市
	内容により異なる：4 市

【質問】

a　稲沢市→愛西市

農業次世代人材投資資金（経営開始型）について「海部地域においては居住自治体で統一されている」という回答があるが、いつ頃どのように統一を図ったのか。申請と交付を別の市で実施する事例はあるか。

⇒後日改めて回答する。

b　稲沢市→蒲郡市

居住地とほ場が異なる場合で、関係市町村と調整を図った事例があったか。あった場合、調整にあたってどのようなことを重視したか。

⇒後日改めて回答する。

c　稲沢市→知多市

補助事業の性質によりケースバイケースで補助要綱等の対象要件を設定しているとあるが、要綱作成時に対象要件を設定しているか。

⇒補助要綱ごとに対象者を設定しており、補助の性質により対象者を変えている。

【県農業振興課コメント】（1）の議題については、ほとんどの回答が「イ　ほ場の存在する自治体」となっているが、県としてもほ場の存在する自治体で認定事務を行うことが適切と考えている。根拠として、農業経営基盤強化促進法第 12 条に「農業経営を営み、又は営もうとする者」と定義されており、ほ場や畜舎で農業経営を営む者になると解釈している。

（2）の議題については、回答が市によって分かれていた。例えば、認定農業者のＡが住所地のＢ市で稲作を行っており、Ｃ町でイチゴを栽培している場合、イチゴの補助金を申請する場合はＣ町で申請した方が一般的に円滑に対応できる。しかし、Ａが今までの付き合いやＪＡの関係でどうしてもＢ市に申請したいとなった場合は、Ｂ市で対応することが適切と考えている。

補助金等については、原則、ほ場の存在する自治体で対応する事が望ましいが、ルールに縛られるのではなく、農業者の意向や状況に応じて柔軟に対応することが必要と考えている。

議題２　高騰する生産資材（肥料・飼料等）への市独自の支援策について

（提案市：愛西市）

【要旨】昨今、燃油価格の高騰や肥料の原料が世界的に高騰している影響で、

肥料自体の価格も上がっているが、農業者を支援するために市独自の支援策を実施または検討しているか。

【回答取りまとめ】

(1) 実施している取り組み

独自の対策を実施：2 市

現行の制度を活用しながら実施：3 市

特に実施していない：32 市

(2) 今後検討している取り組み　　検討中：18 市

検討していない：20 市

【質問】

a　愛西市→豊川市

今後検討している取り組みの中で対象としている「農業者」の定義は何か。また、令和 3 年度の種苗等の合計金額により上限額の区分を判定するとのことですが、各区分の金額とそれに対する上限額がいくらか。

⇒農業者の定義は「市内に住所を有する農業者、畜産業及び漁業者で税申告の申告者」としている。青色申告に限らず税の申告をしていれば基本的には対象と考えている。

⇒上限額の区分は 13 に分かれている。令和 3 年度の種苗費、肥料費、飼料費、農薬の合計額を 10 万円から 300 万円までの範囲で 25 万円ごとに区切って設定している。例えば 25 万円から 49 万 9999 円の区分では、下限である 25 万円の 1 割、2 万 5 千円を補助の上限額としたいと考えている。

b　愛西市→東海市

実施している事業の上限を 10 万円としている根拠は何か。

⇒新型コロナウイルス感染症対策営農継続支援補助事業は、特に販売農家を対象として出荷用に係る資材が補助対象となる。例えばみかんの場合は 1 戸あたりの平均は 8 万円だが、作物によって異なる。

令和 4 年度は臨時交付金を財源に考えており、幅広い農業者に支援するため、協議の上 10 万円を上限とすることとした。

【県農業経営課コメント】肥料価格が大変高騰しているが、化学肥料の低減に取り組む農業者に対して、前年度から増加した肥料価格の 7 割を支援する事業を国が実施しようとしている。この事業に対応できるよう、県と関係団体で協力して体制整備を図っている。

また、農業の持続的な発展に向けてさらに化学肥料への依存を減らして

いくために、「食と緑の基本計画 2025」に基づいて環境に適応・配慮した持続的な農業技術の開発を進めると共に、「あいち農業イノベーションプロジェクト」において発展的な新しい技術開発の加速化を図っているため、ご協力をお願いしたい。

【県畜産課コメント】配合飼料の価格は、新型コロナの発生以降、1 トンあたり 3 万円以上上昇している。粗飼料についても同様に上昇しており、畜産農家は大変厳しい状況に陥っている。ほぼ全ての農家が使用する配合飼料については国の価格安定制度により補填を受けており、愛知県では、2020 年度の平均価格から現在の平均価格の差額の 2 分の 1 を補填するため、昨年の 11 月に 25 億、今年の 6 月に 35 億の補正予算を計上した。

今後の飼料価格の推移については、ウクライナ情勢や円安等の状況から下落する要素は非常に少ないと考えている。愛知県は名古屋港や豊橋港など良好な港に恵まれていることから、輸入飼料に頼った畜産経営が多い。

愛知県では今年度から 5 か年で耕畜連携支援強化事業を始めた。畜産農家と耕種農家のマッチングを進めると共に、各地域の課題に応じた検討等を行っている。耕畜連携の取組みへの支援と、地域で高止まりの状況が続くようであれば、稲わらの収集や飼料作物の作付などについても取組みの推進をお願いしたい。

<u>議題 3　農地取得に係る下限面積要件の例外規定について（提案市：愛西市）</u>

【要旨】農地法第 3 条では、農地の取得において経営面積に下限が規定されている。その例外として、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号の規定に基づき許可した事例があるか。

【回答取りまとめ】

(1) 許可した事例があるか　　ある：6 市
　　ない：32 市

【質問】

a　愛西市→豊橋市、半田市、知多市、長久手市
　許可した事例について、特別な添付書類の提出を求めたか。
　⇒法定で必要とする書類のみ。（豊橋市、半田市、長久手市）
　⇒他に収支計画書と経営改善の資金計画書、直近の売上票、事業計画書の提出を求めている。また、添付書類以外では農業者が県から農業次世代人材投資資金の交付の見込みを受けていることも要件の一つとしている。

（知多市）

【県農業振興課コメント】下限面積要件は農地法第3条許可の要件であり、許可の事務手続きにおいて県は関与していない。

5 月 23 日に開催した第 1 回農地事務担当者研修会において、東海農政局から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が成立し、下限面積要件が廃止される」といった説明がなされた。その後 5 月 27 日に公布され、施行日が交付から1年以内とされている。現在、全国ベースで約7割の農業委員会が別段の面積を設定して下限面積を引き下げており、国は下限面積要件廃止後の判断基準を別途示す予定とのことであった。

一方で下限面積要件は、資産保有目的や投機・転売目的等の農地取得を防止している側面もあるため、一部の団体からは国に対して法律改正後も下限面積・別段面積を定めたいかどうか、という意見があると聞いている。国の担当者は「面積要件は法律から削除されるため、今後は法律に基づいて独自の面積要件を定めることはできないのではないか」と話した。本改正について、国から通知があれば事務所経由で通知するが、不明な点は国へ確認していただきたい。

議題4　その他（全体を通して）

a　半田市→県畜産課

配合飼料について、県が 11 月と 6 月に補正予算を計上したとあった。飼料の価格が高止まりになっている中、基金の制度が変わらない限り畜産農家の負担は増えることとなるが、今後も同様の補正を検討する予定があるか。

⇒先のことが見えない状況ではあるが、状況によって必要があれば今回のような取組みを検討していくこととなる。

ただし、この取組みは臨時交付金を財源としているため、高止まりが続いたときにどこまで支援が必要かを考えなければならない。先んじて手を打つとすれば、例えば飼料作物を耕作放棄地や水田で生産するなど、耕畜連携の取組の推進が必要と考える。また、稲わらの需要と供給のミスマッチの解消についても検討しているが、市町村においても考えていただきたい。

b　豊田市→県農業経営課

肥料について県としても支援を検討していくとあったが、県としてはいつ頃どのような支援を実施する見通しか。

⇒飼料の話と同様に、議会を通して検討していくこととなる。9 月議会の記者発表が 9 月第 1 週となる予定だが、発表があるかは不明である。

④ 次年度当番市の決定

市制施行順により、令和 5 年度当番市は稲沢市となる。

⑤ 開会　市長会事務局　瀧田崇司

【事務連絡】議題（1）の質問について、市長会事務局までメールにて回答いただきたい。